

令和6年度 山形県障がい者施策推進協議会

1 開催日時 令和6年9月9日（月）午後1時28分から午後3時02分

2 開催場所 山形県自治会館 401会議室

3 出席者

委員	安部 眞	(社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会 会長)
	池野 久男	(山形県精神保健福祉会連合会 会長)
	伊藤 順子	(山形県特別支援学校長会幹事 山形県立新庄養護学校長)
	井上 博	(日本知的障害者福祉協会 顧問)
	神村 裕子	(一般社団法人山形県医師会 常任理事)
	木村 弘美	(きょうされん山形支部 副支部長)
		(代理 遠藤暁子 きょうされん山形支部 事務局長)
	小関 和夫	(一般社団法人山形県バス協会 専務理事)
	小松 幸悦	(一般社団法人山形県聴覚障害者協会 前会長)
	佐藤 孝弘	(山形県市長会 会長)
		(代理 斎藤直樹 山形県市長会事務局長)
	重野 聡	(山形労働局職業安定部 部長)
		(代理 加藤好浩 山形労働局職業安定部職業対策課長)
	白鳥 明美	(山形県商工会議所女性会連合会 副会長)
	鈴木 勝利	(特定非営利活動法人山形県視覚障害者福祉協会 会長)
	関原 瞳	(山形県医療ソーシャルワーカー協会 副会長)
	高橋 郁子	(一般社団法人山形県手をつなぐ育成会 副理事長)
	高橋紗央莉	(障害福祉サービス(多機能型事業所) 利用者)
	玉木 康雄	(社会福祉法人山形県社会福祉協議会 会長)
	原田江美子	(一般社団法人山形県建築士会 山形支部女性委員長)
	吉田 啓一	(山形県精神障がい者団体連合会 会長)
事務局	後藤 真典	(山形県健康福祉部障がい福祉課長)
	高橋 育子	(同課 障がい者活躍・賃金向上推進室長)
	今野 猛	(同課 課長補佐(事業指導・医療的ケア児支援担当))
	吉田 正樹	(同課 課長補佐(障がい医療・難病対策担当))
	鈴木 悠香	(同課 主査)
	綿貫 修太	(同課 主査)
	高橋 治輝	(同課 主事)
	神野 美穂	(同課 事務員)
欠席者	有海 順子	(山形大学障がい学生支援センター 准教授)
	椿原 和子	(山形市・県肢体不自由児者父母の会 会長)

4 協議事項

- (1) 前計画（第5次山形県障がい者計画、第6期山形県障がい福祉計画及び第2期山形県障がい児福祉計画）の実施状況について
- (2) 現計画（第6次山形県障がい者計画）に基づく施策展開について
- (3) その他

5 配布資料

資料1 第5次山形県障がい者計画の実施状況

資料2 第6期山形県障がい福祉計画・第2期山形県障がい児福祉計画 成果目標

資料3 第6次山形県障がい者計画 概要

6 協議内容

(事務局)

- ・ 協議内容(1)から(3)について説明。

(委員)

- ・ 障がい者施策の推進に関する進捗状況や具体的な取組について、県民が理解しやすいような発信方法を考えてほしい。

(事務局)

- ・ 県では、今年3月に現計画を策定し、成果目標やサービス提供の見込み量も含め、県ホームページに掲載している。
- ・ 本日の会議資料として前計画の進捗状況を取りまとめており、県ホームページで公表したい。県民が理解しやすいような発信方法については、今後検討していきたいと考えている。

(委員)

- ・ 障がい者差別解消条例が令和5年4月1日時点で、県内すべての自治体において制定された。県の努力に感謝したい。
- ・ 個人情報保護法により、個人情報の取扱いが厳格化された。障がいのある人の情報は、要配慮個人情報に位置付けられており、各市町村から委嘱を受けている障がい者相談員であっても、本人からの同意がなければ住所や氏名などの情報を入手できず、個別訪問がしにくい。
- ・ 障がい者相談員の円滑な業務推進のためには、個人情報の情報開示に関する各市町村の協力が不可欠。県からも市町村への協力依頼をしてほしい。

(事務局)

- ・ 個人情報保護法により、従前の取組に支障が生じているということを承知している。法律に抵触しない範囲で周知をしていきたい。

(委員)

- ・ 障がい者差別解消条例が県内の全市町村で施行されていることや、スペシャルオリンピックスの活動内容は日本一だと思う。全国に誇ることができる障がい者施策に関する本県の強みをさらに発揮できるよう、積極的に発信してほしい。
- ・ 障がいのある人の地域移行に関し、進展した面がある一方、停滞している面もあるように感じる。地域生活支援拠点などは、整備された件数は増加しているものの、実質的に機能を持ち合わせているかという点が最も大切なことだと思う。その点の指導も含め、市町村の取組がより活性化できればよい。
- ・ 障がい福祉サービスにおける最大の課題は人材確保。事業所の努力は当然必要。処遇改善加算の取得に向けた支援も含め、事業所と行政が一体となり取り組めるとよい。
- ・ 障がい児から障がい者への移行の際に、教育機関や医療機関等の連携が更に必要。
- ・ 本県でも、障がい福祉サービスへ多くの企業が参入し、競争が激しくなっている。全てが悪いということではないが、障がいのある人の権利擁護や、虐待防止等に向け、より一層の目配りが必要と考える。

(事務局)

- ・ 県内全市町村で差別解消条例を策定済であることや、スペシャルオリンピックスの活動などの本県の取組について、機会を捉えて積極的に発信していきたい。
- ・ 地域移行に関する実績は、前計画で定めた成果目標に達していない。受け皿となるグループホームの整備や入所者の高齢化などの課題がある。国の補助金を活用しながら、グループホームの整備を進めるとともに、市町村と情報を共有しながら、地域移行に向けた取組を検討していきたい。
- ・ 人材確保に向け、短大や大学などの教育機関との連携や、市町村を通じた働きかけ、ホームページでの周知などの取組を進めていく。また、県では、処遇改善加算の取得に向け、専門家による研修会や個別相談会を開催している。そうした機会も周知しながら人材確保に向けた取組を進めたい。
- ・ 障がい福祉に関する関係機関のみでは解決が難しい問題が多くある。特に教育分野については、日頃から連携を密にし、情報や課題認識の共有を図りながら対応したい。
- ・ 障がい福祉サービス事業所の増加は利点ではあるが、質の低下が全国的な課題となっている。県では事業者の質の向上を図るため、集団指導を毎年実施している。制度が複雑化しているので、疑問点があれば、各地域の総合支庁に問い合わせしてほしい。

(委員)

- ・ 学校と障がい福祉サービス事業所との連携は重要であるが、校長等の上層部が異動すると学校の考え方が変わり、連携が難しくなると感じることもある。
- ・ 第6次山形県障がい者計画では、インクルーシブ教育システム(※)が盛り込まれており高く評価していたが、現場の学校まで周知されているのか疑問に思った。教育現場における合理的配慮や差別解消の状況について、どのように把握や検証をしているのか。
- ・ 令和6年度の報酬改定を受け、就労継続支援A型事業所の閉鎖が全国的に進んでいるとの新聞報道がなされたが、県内の状況はどうか。

※ インクルーシブ教育システム:「障害者の権利に関する条約」に示されている考え方で、共生社会の形成に向けて、障がいのある人とない人ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組みのこと。

(事務局)

- ・ 福祉と教育との連携がスムーズに図られるよう、本日の意見を教育局に伝えて検討を促していく。
- ・ 本県においては、就労継続支援A型事業所を閉鎖した事例があったが、閉鎖して別の自治体に移転した事例1件のみであった。

(委員)

- ・ インクルーシブ教育の推進について、どの部局が検証しているのか教えてほしい。

(事務局)

- ・ インクルーシブ教育に関する検証は、県庁の教育局が行っている。

(委員)

- ・ 教育と福祉の連携については、県庁内では特別支援教育課が所管している。県内4地域で特別支援教育課が主導して教育支援地方研究協議会が開かれており、就学支援や福祉の連携など特別支援教育に関する情報交換がなされている。
- ・ インクルーシブ教育については、社会に開かれた教育課程ということで、地域の人材資源の活用や居住地交流など、特別支援教育に関する子どもたちに関する理解啓発に関する取組がある。
- ・ 教育局では、現在、第7次山形県教育振興計画の策定に向け検討を進めている。また、第4次山形県特別支援教育推進プランができたばかりであり、インクルーシブ教育システムによる共同学習等が盛り込まれており、交流に力を入れている。
- ・ 福祉、労働、医療など様々な分野との連携に関する課題は多いものの、学校現場でも意識醸成が進んできたのではないかと考えている。

(委員)

- ・ 精神疾患が正しく理解されるような教育の推進を図ってほしい。国内における教科書採用に関する実態把握が必要ではないか。

(事務局)

- ・ 精神疾患における理解促進に関する意見について、教育局に伝えたい。

(委員)

- ・ 利用しているグループホームの職員が辞めてしまい困っている。どうしたらよいか教えてほしい。

(事務局)

- ・ 職員の退職は、全国的な人材不足が影響していると思われる。県としても、障がいのある方々の支援に携わる人材の確保に向け、できる限りのPRを進めている。
- ・ 個別の相談や疑問は、相談支援事業者や市町村などに相談いただきたい。

(委員)

- ・ 数年前であるが、他の都道府県の聾学校に通学する生徒において、手話ができない教員が担任として配置されたことから、コミュニケーションがとることができず、不登校となり裁判になった事例があった。本県においても、聾学校において手話がわかる教員が少ない状況である。
- ・ 山形県手話言語条例では「ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念に対する理解を深め、ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びにろう教育に関する相談及び支援に努めるものとする。」と規定されており、努力してほしい。
- ・ 地震や豪雨災害などが発生した際に、聴覚障がいがある人が具体的にどのように行動すればよいか、マニュアルを示してほしい。

(事務局)

- ・ 聾学校における手話のできる教員については、県として配置すべきものと考えらる。適切に配置されるよう、教育局に働きかけていく。聾学校における教育は重要なものであり、充実に向けて取り組んでいく。
- ・ 聴覚障がいを含む要配慮者の個別避難計画の策定については、市町村における努力義務として位置づけられている。県は市町村に対し、個別避難計画のひな形を提供しているところであるが、速やかな策定に向け市町村への支援を行っていく。

(委員)

- ・ 第6次山形県障がい者計画について、本協議会において概要のみの説明では意見を出すことが難しい。協議会充実のための工夫が必要ではないか。

(事務局)

- ・ 第6次山形県障がい者計画に関する説明は、昨年度1年間をかけ、当委員会の委員の意見を踏まえながら、計画を策定したことを考慮したもの。次回以降の資料等のあり方については、今後検討していきたい。

(委員)

- ・ 障がいのある人や難病患者をケアする家族、いわゆるケアラーに対する部局横断的な取組や条例制定の検討をお願いしたい。

(事務局)

- ・ 18歳未満のヤングケアラーに対する支援は、しあわせ子育て応援部が対応している。当課では、新規事業として、医療的ケア児者の家族の休息機会を確保するため、老人保健施設や医療機関を対象にして、レスパイト施設の掘り起こしを行っている。
- ・ ケアラー支援に関する条例制定の検討には現在至っていないが、少しずつ研究を進めていきたい。

(委員)

- ・ 手話言語条例は、現在、県内4市町（新庄市、長井市、中山町、高島町）で制定されているが、条例を制定した市町とどのように連携しているのか。

(事務局)

- ・ 手話言語条例は、平成29年3月に県が、その後に県内4市町が制定したが、残る31市町村では制定されていない状況である。
- ・ 県としても、市町村が出席する会議や団体との研修会などの機会を通して、手話言語条例の周知に努めている。
- ・ 現在、手話言語条例を定めている市町の取組については、県でも情報を収集し、それを参考に今後どのような取組ができるか検討していく。

(委員)

- ・ 県内各自治体のユニークな施策や取組を県で取りまとめ、PRしてはどうか。

(事務局)

- ・ 市町村においても、工夫しながら取組を進めていることは承知している。良い事例をPRしていく方法について検討していきたい。

(委員)

- ・ 医療的ケア児のショートステイ先がないと聞く。受入先の整備を進めてほしい。
- ・ 障がいのある子どもに関する個別避難計画の策定が進んでいない。県から市町村に対し、事例の紹介や計画策定に向けた声かけを行ってほしい。
- ・ 障がいのある人が生まれてから高齢者になるまでの情報の共有や、学校や医療機関などの関係機関の連携は30年前からの課題。生まれたときからの繋がりが見えることは大切なこと。連携体制を早く整えてほしい。

- ・ 障がいのある子どもが大きな病気をした際に、市の教育委員会の判断で院内教育が受けられないことがあり、県教育委員会が特別支援学校と連携して対応した事例があったと聞く。教育委員会間での連携を進めてほしい。

(事務局)

- ・ 県では、現在、医療的ケア児のショートステイ先を増やすためレスパイト施設の掘り起こしを進めている。受入先の増加には、もう少し時間がかかると思うが理解してほしい。
- ・ 市町村の人員体制等が十分でないため、市町村による個別避難計画の策定が進んでいない状況である。県としては、できる限り災害時に対応できるよう、機会があるたびに個別避難計画の策定を市町村に促していく。
- ・ 障がいのある子どもの教育機会の確保について、市の教育委員会と県の教育委員会の連携がうまくいっていなかったのではないかとと思われる。県教育局に意見を伝えたい。

以上で、協議終了

7 閉 会